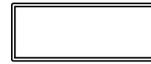


(凡例)



..... 事業所が行います。



..... 国保連が行います。

【同月過誤】

(例) 5月提供分において、20,000円請求のところ、間違えて30,000円で請求したため、8月3日の同月過誤で請求を取り下げる場合
先に7月提供分の請求時に正しい請求額20,000円について、同時に請求を行います。これにより、翌々月の9月支払い時に7月提供分の支払金額から過誤申立金額30,000円を差し引き、正しい請求額20,000円が増額された金額が9月25日頃に支払われます。

